

地域雇用開発促進法のスキーム

厚生労働大臣 —指針の策定—

雇用開発促進地域

- 区域 ……ハローワークの範囲を基本(労働市場圏を想定)
 - 雇用情勢 ……有効求人倍率が全国平均を一定程度下回る、労働力人口に対する求職者の割合が全国平均以上
 - 計画期間 ……3年以内
- 等

自発雇用創造地域

- 区域 ……市町村単位(単独又は複数)
 - 雇用情勢 ……有効求人倍率が全国平均(1倍以上の場合は1)以下
 - 重点分野 ……地域重点分野の設定、雇用創造協議会(市町村、都道府県、経済団体等)の設置
 - 計画期間 ……3年以内
- 等



都道府県

—計画策定—

市町村+都道府県

地域雇用開発計画

- 区域
 - 雇用の動向
 - 地域雇用開発の目標
 - 地域雇用開発の方策
- 等

地域雇用創造計画

- 区域
 - 雇用の動向
 - 地域雇用開発の目標、方策
 - 地域重点分野
 - 地域雇用創造協議会
- 等

↔ 関係市町村の意見

↔ 関係都道府県の意見、協議会の議決



協議

関係行政機関の長に協議 →
地方労働審議会への付議 →

厚生労働大臣
—同意—

← 関係行政機関の長に協議
← 地方労働審議会への付議



国の支援措置 —地域再生計画、関係省庁の施策との連携—

- 事業主に対する助成
 - 事業所の設置・整備に伴う地域求職者の雇入れ助成(40万円～900万円)
- 自発雇用創造地域に該当する場合の助成金の特例措置

- 地域雇用創造推進事業
 - 地域雇用創造協議会から提案される事業(雇用創出、能力開発、就職促進等)の中から、雇用創造効果の高いものに対し、委託費を支給(最大3年間、上限2億円(都道府県が中心となって広域の地域において取り組む場合は上限3億円))
- 労働者の委託募集に係る特例措置